

～給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント（資料）～

平成30年10月
岩手県人事委員会

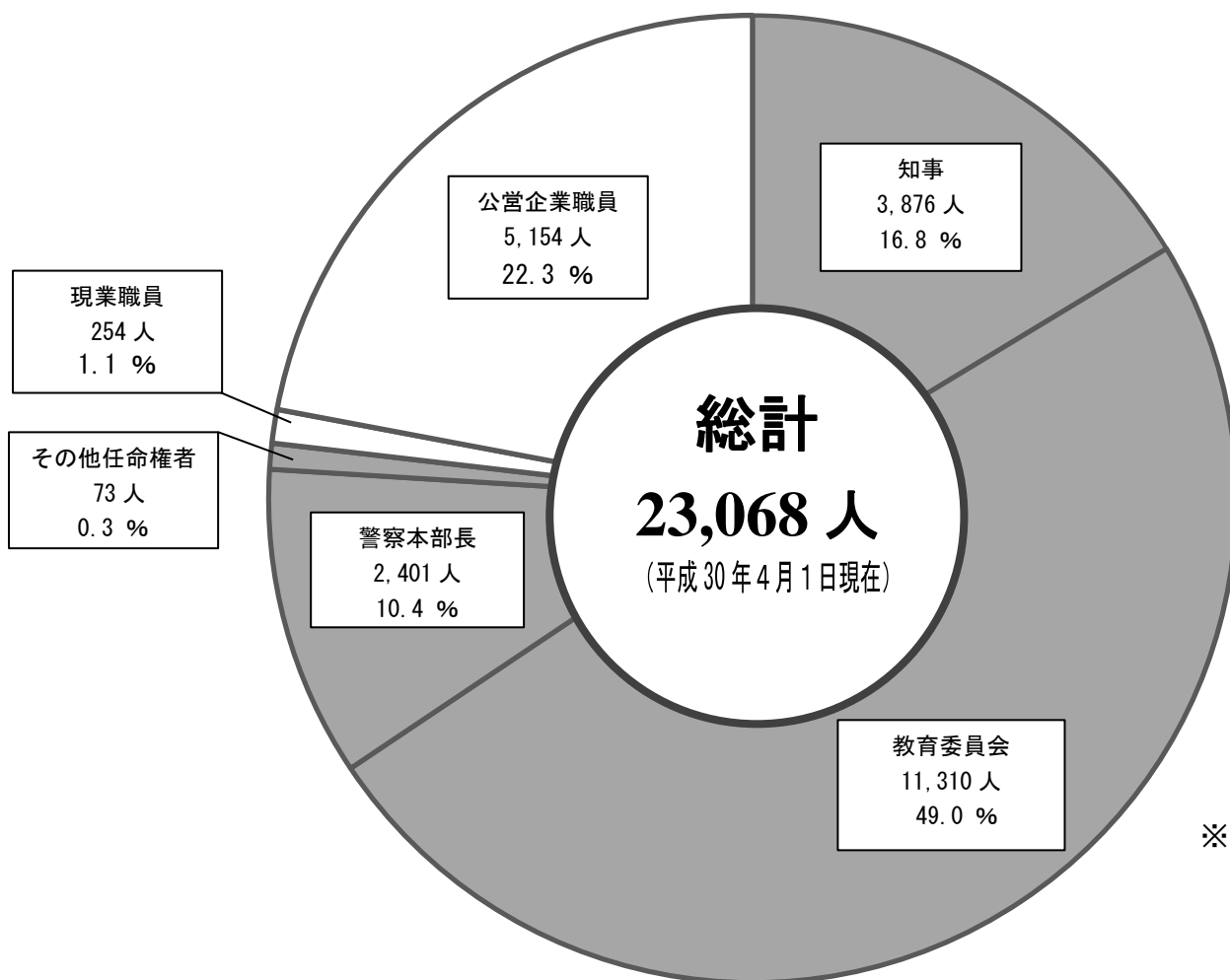
目次

給与勧告制度の仕組みと本年の給与改定

1	給与勧告の対象職員	1
2	給与勧告の手順	2
3	公民給与の比較方法（ラスパイレス比較）	3
4	本年の給与改定	4
5	モデル給与例	5
6	最近の給与勧告の状況	6

1 給与勧告の対象職員

岩手県には、平成30年4月1日現在 23,068 人の常勤職員がいます。そのうち、人事委員会の給与勧告の対象となるのは、公営企業（医療局、企業局）職員及び現業職員を除いた 17,660 人です。



勧告対象職員数 17,660人

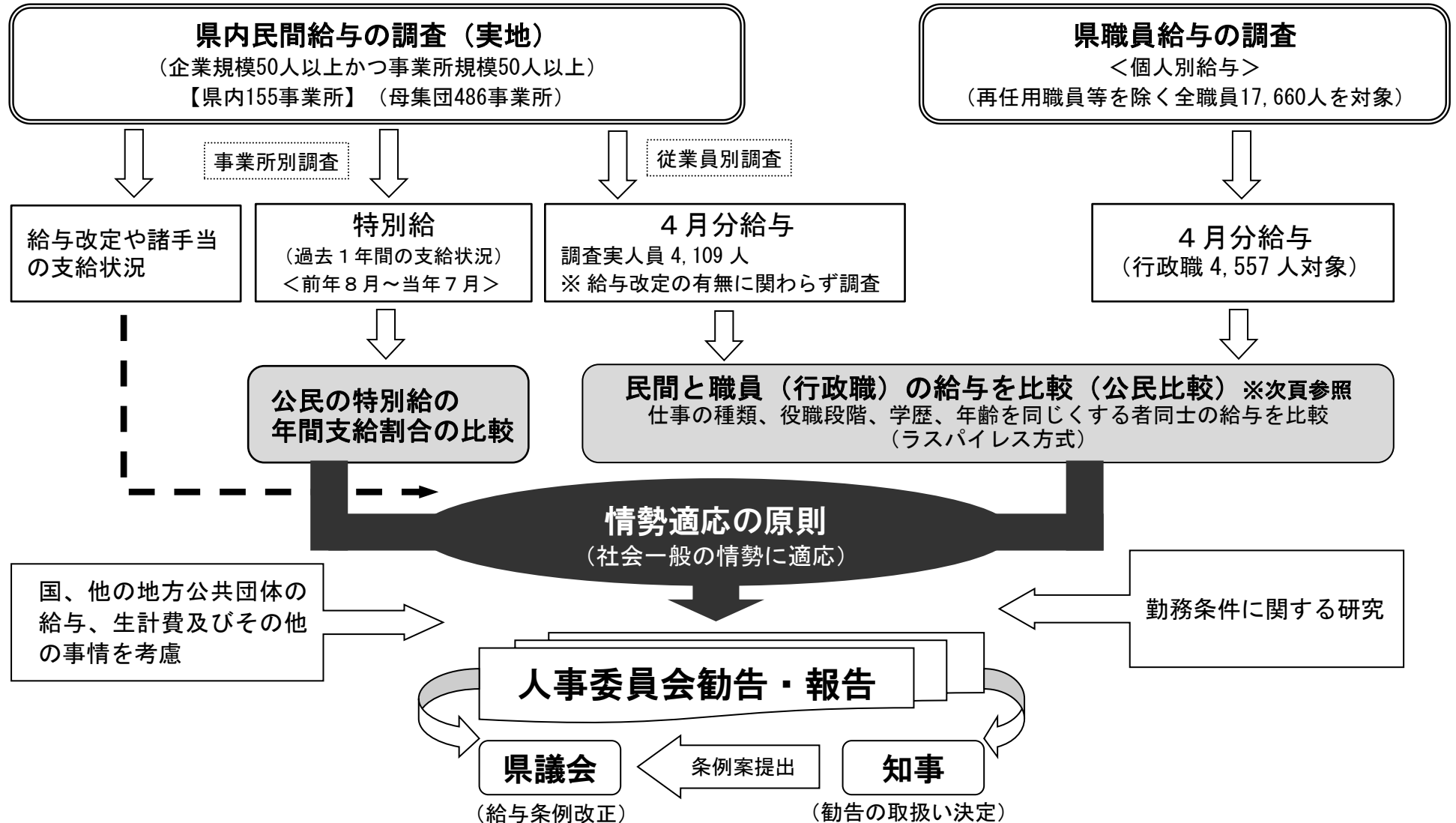
(任命権者別内訳)

知事	3,876人
教育委員会	11,310人
警察本部長	2,401人
その他任命権者	73人

※ 公営企業職員及び現業職員の給与は、給与の種類及び基準のみ条例で定められ、具体的内容は、労使交渉を経て、知事等の規則若しくは企業管理規程又は団体協約において定められます。

2 給与勧告の手順

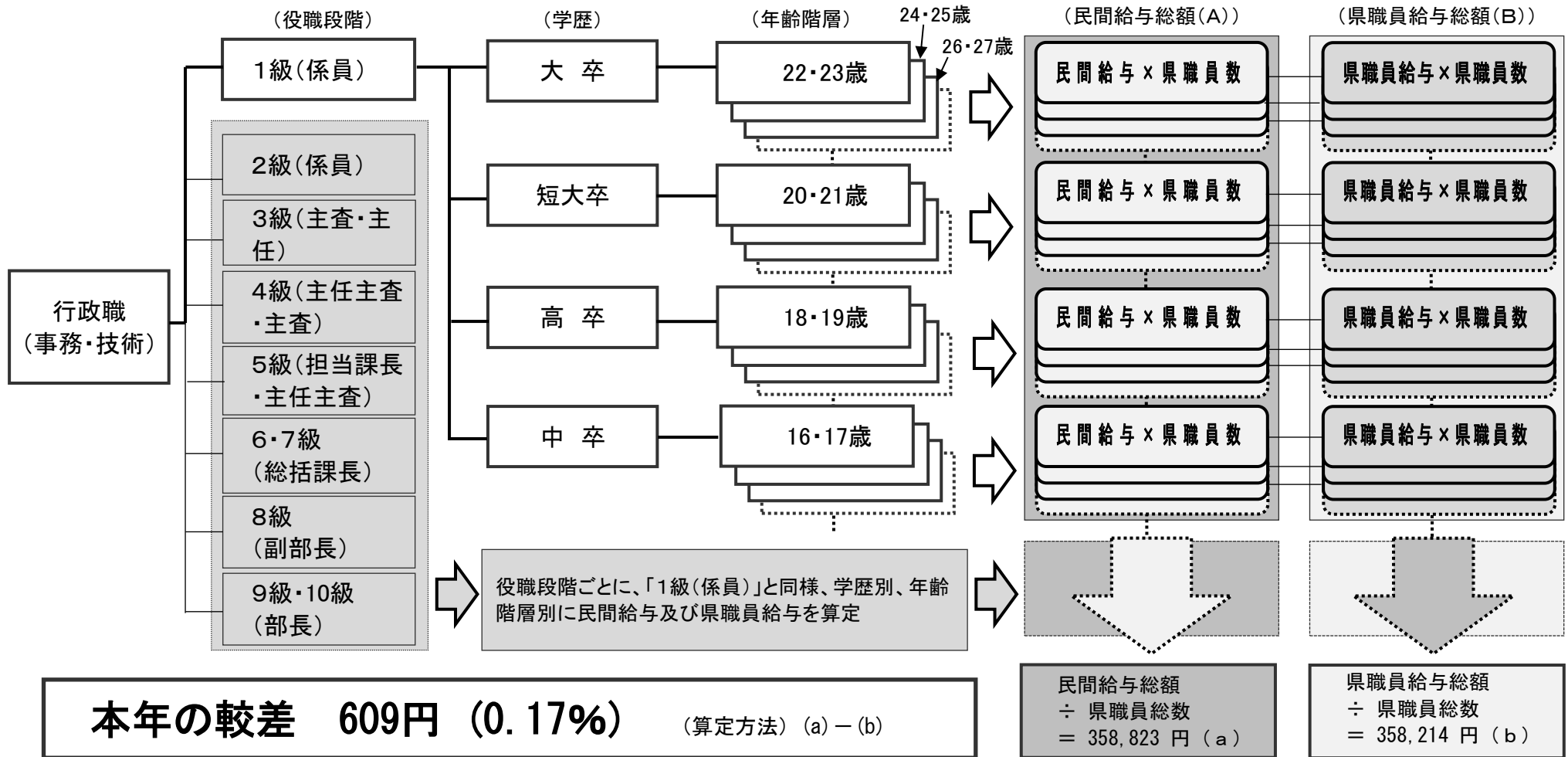
県職員と民間の給与を調査した上で、月例給については、県職員と民間の4月分の給与を精密に比較して得られた較差の解消を、特別給（ボーナス）については、民間の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に県職員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に、国及び他の地方公共団体の給与等を総合的に勘案し勧告を行っています。



3 公民給与の比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の県職員の平均給与(注1)と、これと条件を同じくする民間の平均給与(注2)のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



(注1) 平成30年職員給与実態調査の結果を基に算出

(注2) 平成30年職種別民間給与実態調査の結果を基に算出

4 本年の給与改定

給料表の引上げ改定を行うとともに、期末手当・勤勉手当（ボーナス）の支給月数の引上げを行うこととしました。

1 給料表

- (1) 行政職給料表
本年4月の公民較差は0.17%（609円）であり、職員給与が民間給与を下回っていることから、若年層に重点を置きながら給料表全体の水準の引上げ改定を行うこととしました。
- (2) その他の給料表
行政職給料表との均衡等を基本に所要の改定を行うこととしました。

2 初任給調整手当

- 医師等に対する初任給調整手当について、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、引上げ改定を行うこととしました。

3 宿日直手当

- 人事院勧告等を勘案して、所要の改定を行うこととしました。
普通宿日直（現行）4,200円 → （改定後）4,400円 等

4 期末手当・勤勉手当

- 職員の年間支給月数を、民間の年間支給割合と見合うよう0.10月分引き上げることとしました。
年間支給月数（現行）4.35月分 → （改定後）4.45月分

5 実施時期

- 給料表、初任給調整手当及び宿日直手当：平成30年4月1日 勤勉手当：平成30年12月1日

6 参考

- 勧告による影響額
[行政職給料表適用者の平均（給料の特別調整額の減額措置前）41.6歳、経験年数20.8年]
平均年間給与額 勧告前 5,873千円 → 勧告後 5,920千円（差額 47千円）
- 所要額（増額分） 概算額 11.6億円

5 モデル給与例(扶養親族がない場合)

(単位：円)

役職段階	年 齢	勸告前	勸告後(平成30年度)	年間給与額の差
		年間給与額	年間給与額	
係 員	25 歳	3,275,000	3,315,000	40,000
主 任	35 歳	4,763,000	4,803,000	40,000
主 査	40 歳	5,890,000	5,935,000	45,000
担当課長	50 歳	7,088,000	7,138,000	50,000
総括課長	55 歳	8,137,000	8,193,000	56,000
副 部 長	—	9,407,000	9,476,000	69,000
部 長	—	10,754,000	10,834,000	80,000

※ 年間給与額の算定に当たっては、役職段階ごとに、役職・年齢がモデルと合致する職員が最も多く在職している級・号給を算定の基礎としています。(給料の特別調整額の減額措置前)

6 最近の給与勧告の状況

	月例給		期末手当・勤勉手当（ボーナス）	
	給与改定率（％）	改定額（円）	年間支給月数（月）	対前年比増減（月）
平成20年度	—	—	4.50	—
平成21年度	△0.84	△3,172	4.15	△0.35
平成22年度	—	—	3.95	△0.20
平成23年度	△0.37	△1,362	3.95	—
平成24年度	—	—	3.90	△0.05
平成25年度	—	—	3.90	—
平成26年度	0.25	904	3.95	0.05
平成27年度	0.20	722	4.15	0.20
平成28年度	0.14	503	4.30	0.15
平成29年度	0.14	512	4.35	0.05
平成30年度	0.17	592	4.45	0.10